

地方公務員法第58条の3の規定に基づき、津奈木町の等級別基準職務表及び等級ごとの職員数を公表します。

令和3年4月1日

津奈木町長 山田豊隆

等級別基準職務表及び等級ごとの職員数（令和3年4月1日現在）

【行政職給料表（一）】

（単位：人、％）

等級	級別職務分類表に規定する基準となる職務	人数	割合	内訳	
				職名	人数
1級	定型的な業務を行う主事、技師、保健師、保育士の職務	19	25.7	主事	18
				技師	1
				保健師	0
				保育士	0
				計	19
2級	特に高度な知識又は経験を必要とする業務を行う主事、技師、保健師、保育士の職務	7	9.4	主事	7
				技師	0
				保健師	0
				保育士	0
				計	7
3級	参事の職務	23	31.1	参事	23
				計	23
4級	本庁又は委員会等の事務局の主幹の職務	11	14.9	主幹	11
				計	11
5級	本庁又は委員会等の事務局の課長補佐、審議員の職務	5	6.7	課長補佐	5
				審議員	0
				計	5
6級	本庁又は委員会等の事務局の課長、政策審議員、事務局長の職務	9	12.2	課長	8
				政策審議員	0
				事務局長	1
				計	9
合 計		74	100.0		

【行政職給料表（二）】

（単位：人、％）

等級	級別職務分類表に規定する基準となる職務	人数	割合	内訳	
				職名	人数
1級	1 自動車運転手の職務 2 一般技能職員(物の制作若しくは修理又は機械の運転若しくは操作に従事する職員をいう。以下同じ。)の職務 3 用務員、労務作業員(以下「用務員等」という。)の職務 4 家政職員(調理等の家政的業務を行う職員をいう。以下同じ。)の職務	0	0.0	運転手	0
				技能職員	0
				用務員	0
				家政職員	0
				計	0
2級	1 相当の技能又は経験を必要とする業務を行う自動車運転手の職務 2 相当の技能又は経験を必要とする業務を行う一般技能職員の職務 3 特に困難な業務を行う用務員等の職務 4 相当の技能又は経験を必要とする業務を行う家政職員の職務	0	0.0	運転手	0
				技能職員	0
				用務員	0
				家政職員	0
				計	0
3級	1 数名の技能又は経験を必要とする業務を行う自動車運転手の職務 2 数名の技能又は経験を必要とする業務を行う一般技能職員の職務 3 相当数の用務員等を直接指揮監督する主任の職務 4 高度の技能若しくは経験を必要とする業務を行う家政職員の職務	0	0.0	運転手	0
				技能職員	0
				用務主任	0
				家政職員	0
				計	0
4級	1 多数の自動車運転手を直接指揮監督する車庫長の職務及びその職務内容がこれと同程度のものとして町長が特に必要と認めたもの 2 多数の一般技能職員を直接指揮監督する職長の職務及びその職務内容がこれと同程度のものとして町長が特に必要と認めたもの 3 多数の家政職員を直接指揮監督する主任の職務及びその職務内容がこれと同程度のものとして町長が特に必要と認めたもの	0	0.0	車庫長	0
				職長	0
				家政主任	0
				計	0
合 計		0	0.0		